

国連女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

1979年、国際連合総会は、あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985年にこの条約を批准した。2020年10月現在、189カ国が締約国となっている。

1999年には、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国際連合総会で決議・採択された。2023年2月現在、締約国189カ国のうち115カ国が女性差別撤廃条約選択議定書を批准しているが、日本はまだこれを批准していない。

女性差別撤廃条約選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手段を尽くした後、条約機関に申し立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。

このような女性差別撤廃条約選択議定書を批准することにより、締約国は、国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済と人権の保障をより推進する。

しかし、女性差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向の下で、日本は男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数2024では156カ国中118位となっている。

政府は、第5次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

よって、国におかれては、これらの状況を踏まえ、国連女性差別撤廃条約選択議定書を批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月13日

岡山市議会議長 田口裕士

議案提出書

意見書案第 4 号 国連女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり岡山市議会会議規則第15条第1項の規定により提出します。

令和6年12月10日

市議会議長 田口裕士 様

提出者	市議会議員	平 元 道 隆
	”	花 岡 栄太郎
	”	長 岡 将 克
	”	田 中 のぞみ
	”	小 川 信 幸
	”	松 田 隆 之
	”	江 田 厚 志
	”	高 成 壯 磨
	”	高 橋 雄 大